

現代會計學基礎講座 2

簿記論

横浜市立大学会計学研究室 編

同文館

現代会計学基礎講座 2

簿記論

横浜市立大学会計学研究室 編

同文館

昭和54年 4月20日 初版発行

《検印省略》
略称—基礎講座②

現代会計学基礎講座 2
簿 記 論

編 者 ©横浜市立大学
 会計学研究室
発行者 中 島 朝 彦

発行所 同文館出版株式会社
東京都千代田区神田神保町1-41 〒101
電話(東京)294-1801〜6 振替東京0-42935

Printed in Japan 1979

整版：中 台 整 版
印刷：藤本綜合印刷
製本：トキワ製本

は し が き

今日、経済生活が複雑となり、とくに生産経済の担い手である企業の経営規模が拡大し、組織がますます複雑化するにつれて、企業の経済活動の合理的・能率的運営は計数にもとづく会計情報なくしては困難ないし不可能となってきた。したがって、今日、会計に関する諸学科の知識、技能の習得は必要欠くべからざるものとなっているといっても過言ではない。

この『現代会計学基礎講座（全6巻）』は、会計に関する諸学科を勉学する人々のための教科書として主に編集されたものであるが、同時に実務に即した生きた知識の理解と実際の応用の習得が得られるように意を用いた。従来会計学に関する書物は数多く刊行されているが、学術研究書として好適であっても教科書としては不向であったり、教科書として恰好なものであっても実務参考書としては物足りないし、また会計学に関する部分的知識の集積に役立っても総合的な理解には不便である等、それぞれに一長一短をもっているものが多い。本講座は、この欠点を補い、会計学を大局的立場から総合的に把握しうるように、想を練り構を新たにして、時代の要求に応えるべく編集されたものである。

簿記論は、会計関係諸学の基礎をなすものである。どんな会計理論も簿記の礎石の上に構築されるのでなければ、たちまちにして崩壊することは明らかである。また、簿記の知識は、現代では、われわれが合理的な経済生活を営むために正しい判断と意思決定を行うために必要不可欠のものとなっており、とくに複式簿記の知識・技

はしがき

能の習得は常識化したといっても過言ではない。

ところで、簿記は、実践科学と呼ばれるように、理論にだけいかに精通しても、記帳計算の技能を会得しなければ、実務に役立ち得ないものになってしまう。したがって、実務の練磨をとおして理論を習得することがより効果的な簿記の研究法であるといえよう。本書は、このような簿記の今日における理論と実務とを、そのいずれにも偏することなく、むしろ両者の有機的調和をはかりつつ、複式簿記の原理と実際の応用とを習得することができるようにとの意図のもとに編集されたものである。

なお、本書の執筆に当たっては、現在学界において活躍中の最適任の方々にご援助を懇請した。よって本書は、簿記学習者、実務家、各種国家試験や簿記検定試験の受験者ばかりでなく、会計学の基本的な構造の理解を目指す会計学徒にとっても、学びやすくしかも時代に即した好伴侶としての使命を十分に果たしうるものと信ずる。

終りに、本書の刊行に当たってご多忙の中を快く執筆に協力され、貴重な研究の時間を割いて下さった諸先生方、ならびに今回の企画・出版について並々ならぬ御尽力を賜った同文館出版株式会社中島朝彦社長・武井隆男出版課長以下出版部の方々、とくにいろいろとお手数を煩わせた松元司氏には心から御礼を申し上げたい。

昭和54年3月

横浜市立大学会計学研究室

代表 宇南山英夫

目 次

I 総 論	3
§1 簿記および簿記学	3
(1) 企業の計算制度	3
(2) 簿記と会計学	4
§2 簿記の基礎構造	5
(1) 財産計算	5
(2) 収支計算	8
(3) 損益計算	11
(4) 企業利益の二重計算	13
〔復習問題〕	(17)
II 複式簿記の原理	19
§1 複式簿記の機構	19
§2 取 引	19
(1) 取引の意義	19
(2) 取引の種類	21
(3) 取引の構成要素とその結合関係	23
§3 勘 定	28
(1) 勘定の意義	28
(2) 借方・貸方の意味	30
(3) 勘定記入の法則	31
§4 仕訳帳の記入と元帳への転記	33
(1) 仕訳の意義	33
(2) 仕訳帳の記入	34

目 次

(3) 仕訳帳例示	36
(4) 元帳への転記	39
§ 5 決 算	42
(1) 決算の意義	42
(2) 決算の手続	42
(3) 決算予備手続	43
(4) 決算本手続	45
(5) 決算後手続	50
§ 6 精算表と複式簿記の構造	50
(1) 精算表の意義と作成法	50
(2) 複式簿記の構造	52
〔復習問題〕 (54)	

III 各種取引の処理法 57

§ 1 現金預金取引	57
(1) 現金勘定	57
(2) 小口現金勘定	58
(3) 当座預金勘定と当座借越勘定	59
(4) 銀行勘定調整表	61
§ 2 信用取引	63
(1) 売掛金勘定と買掛金勘定	64
(2) 受取手形勘定と支払手形勘定	65
(3) 前払金勘定と前受金勘定	65
(4) 商品券勘定と他店商品券勘定	66
(5) 未収金勘定と未払金勘定	67
(6) 貸付金勘定と借入金勘定	68
(7) 仮払金勘定と仮受金勘定	69
(8) 未決算勘定	69
(9) 保証債務勘定と保証債務見返勘定	70
§ 3 手形取引	71

(1) 手形の種類	71
(2) 受取手形勘定・支払手形勘定	72
(3) 手形の振出し	73
(4) 為替手形の引受け	74
(5) 手形の受入れ	74
(6) 手形の支払い	74
(7) 手形の取立て	74
(8) 手形の更改	75
(9) 手形の裏書譲渡・割引	75
(10) 手形の不渡	77
(11) 荷為替手形	78
(12) 手形貸付金・手形借入金	80
(13) 融通手形	81
§ 4 有価証券取引	82
(1) 有価証券の意義と分類	82
(2) 株式の売買損益	82
(3) 債券の売買と端数利息	84
(4) 有価証券の差入・保管・貸借	85
(5) 有価証券の期末評価	86
§ 5 商品取引	87
(1) 商品販売益の計算方法	87
(2) 仕入取引の会計処理	94
(3) 販売取引の会計処理	103
(4) 補助元帳の残高の検証	109
(5) 貸倒償却	110
(6) 商品の棚卸	112
(7) 精算表と修正仕訳	117
§ 6 固定資産取引	119
(1) 固定資産の意義と分類	119
(2) 固定資産の取得価額	120
(3) 減価償却	123
(4) 修繕と改良	126

目 次

(5) 除却と売却	127
§7 繰延資産	129
(1) 繰延資産の意義と種類	129
(2) 繰延資産の償却	131
§8 負債に関する取引	133
(1) 流動負債	133
(2) 固定負債	134
§9 資本に関する取引	137
(1) 個人企業	137
(2) 組合企業	139
(3) 株式会社	140
(4) 合名会社・合資会社・有限会社	150
§10 損益に関する取引	150
(1) 営業損益	151
(2) 営業外損益	154
(3) 特別損益	155
〔復習問題〕	(157)

IV 決 算 163

§1 決算手続	163
(1) 決算の意義と決算手続の順序	163
(2) 記帳の正確性の検証手続	165
(3) 棚卸表の作成	171
(4) 精算手続	172
(5) 決算整理	173
(6) 損益計算	189
(7) 財政状態計算	190
(8) 帳簿の締切り	192
(9) 開始手続	194
(10) 精算表	198

§2 決算報告書	199
(1) 決算報告書の意義	199
(2) 決算報告書の種類	200
(3) 損益計算書	201
(4) 貸借対照表	206
〔復習問題〕 (213)	

V 帳簿組織 219

§1 学校簿記と実務簿記	219
§2 実務簿記の原理	221
§3 単一仕訳帳・元帳制	225
(1) 仕訳帳の形式	226
(2) 元帳の形式	226
(3) 多欄式仕訳帳	227
§4 単一仕訳帳・元帳および各種補助簿制	229
§5 複合仕訳帳制	230
(1) 現金出納帳を特殊仕訳帳とする方法	231
(2) 多欄式現金出納帳を設ける場合	233
(3) 小口現金出納帳を特殊仕訳帳とする方法	236
(4) 仕 入 帳	236
(5) 売 上 帳	237
(6) 受取手形記入帳	237
(7) 支払手形記入帳	238
(8) 二重仕訳・二重転記の除去	238
§6 普通仕訳帳	238
§7 元帳分割制	239
§8 証憑記入帳	243
§9 その他の帳簿	246
(1) 総合仕訳帳	246

目 次

(2) 仕 訳 元 帳	247
(3) 現金式仕訳帳	247
(4) 表式元帳	248
(5) ポストン元帳	248
〔復習問題〕 (249)	

VI 決算報告書の総合 259

§1 本支店会計 259

(1) 本支店会計の意味	259
(2) 支店の開設	260
(3) 本支店間の取引	261
(4) 支店相互間の取引	262
(5) 未達事項の処理	263
(6) 本店と支店の決算	265
(7) 総合財務諸表の作成	267

§2 連 結 会 計 271

(1) 連結会計の意味	271
(2) 連結の範囲	272
(3) 連結の方法	272
(4) 投資勘定と資本勘定の相殺消去	275
(5) 連結会社間の取引の相殺消去	278
(6) 未実現利益の消去	279
(7) 連結精算表	280
(8) 持 分 法	282

〔復習問題〕 (283)

参 考 文 献	287
---------------	-----

索 引	289
-----------	-----

論 記 簿

I 総 論

§ 1 簿記および簿記学

(1) 企業の計算制度

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、その結果と原因とを明らかにする企業の計算制度である。企業は、財貨の製造と配給、または用役の提供を目的として設立された経済組織であって、この目的を達成するため、種々の経営活動が営まれる。企業は、たえず、外部から財貨・用役を受け取り、またたえず新しい財貨・用役を外部に提供する。このような種々の毎日の経営活動を記録・計算・整理するために簿記が用いられる。

経済発展の初期においては、企業の規模も小さく、経営活動もきわめて単純なものであった。このような事情においては、必ずしも記録を必要とせず、記録の力だけでこと足りた。しかし、企業が大規模となり、また複雑な経営活動が営まれるようになると、企業の活動についての正確な情報を得るためには、記録に依存しなければならなくなる。このため、経済の発展につれて当然、簿記が企業の計算制度として不可欠のものとなってくる。

企業の計算制度としての簿記は、記帳原則の相違にもとづいて、単式簿記と複式簿記との2種類に分けられる。単式簿記は常識的な記入によるもので、その基礎に理論を認めえない記録方法である。

I 総 論

これに反して、その記録が理論を基礎とし、一定の法則にしたがった記録全体が有機的組織を形成しているとき、これを複式簿記という。

複雑な財務機構を有し、多種多様の経営活動を行う企業では、とうてい常識的記帳だけでは満足に記録・計算・整理できるものではない。このため、小規模の個人企業などの場合を除き、一般の企業ではもっぱら複式簿記が採用される。

複式簿記は、各種の企業に応用される。業種の差異によって商業簿記・銀行簿記・工業簿記・農業簿記などに分けられ、企業が営利を目的とするかどうかによって、企業簿記・官庁簿記などに分けられる。また、企業の財務形態によって、個人企業簿記・組合企業簿記・株式会社簿記などに分類される。

(2) 簿記と会計学

会計学は、本来、簿記から進化し、その研究の深化に応じて、会計の理論的な側面を取扱う学問として成立した。すなわち、経済の発展につれて、複式簿記の技術だけでは解決できない多くの問題が生じ、ここに理論的な知識が必要とされて会計学が成立した。

現在においては、簿記と会計理論との関係については、ほぼ定説が認められる。すなわち、会計理論は会計の見方ないし考え方を取扱い、会計の目的ないし本質を規定する首尾一貫した理論体系である。これに対して簿記は、会計の技術的手段であり、計算制度の中心をなす会計方法である。

このように、会計理論は目的に関する理論体系であり、簿記は手段に関する技術体系である。このため、会計理論においては因果の

§ 2 簿記の基礎構造

法則性が、簿記においては手段の合理性が、ともに研究の中心課題となる。こうして会計学は、一方においては、会計理論の内的深化へとすすむとともに、他方においては、簿記技術の合理性の追求へと展開していかなければならない。

簿記は、会計の技術的手段であり、会計の方法である。この簿記を母体とし中心として、原価計算・統計・予算などの種々の会計方法が結合され組み合わせられて、1つの計算秩序をつくりあげている。こうした技術的手段としての簿記にそは、の技術に関する理論が認められる。これが簿記学である。

簿記学は、会計理論によって与えられた目的を達成するための手段としての簿記が、いかに行われるかに関する、いいかえれば、目的に対する手段の合理性をみるための尺度を与える理論体系である。その意味から、簿記学は技術論であるといわれる。

簿記学の内容として、一般に、(1) 簿記原理、(2) 取引記帳、(3) 決算記帳、(4) 会社簿記、(5) 特殊問題、があげられる。これは、また、(a) 簿記本質論(簿記の本質、勘定学説、簿記発達史に関する研究)、(b) 簿記構造論(測定の機構、伝達の機構に関する研究)、(c) 簿記組織論(勘定組織、帳簿組織に関する研究)として展開することもできる。

§ 2 簿記の基礎構造

(1) 財 産 計 算

① 簿記の目的

会計の手段としての簿記が、何を目的として記録・計算・報告を

I 総 論

行うのか。こうした簿記の目的については、一般に、2つの対立した見解がある。すなわち、簿記の目的は企業の財産計算であるとする静態論と、簿記の目的を企業の損益計算にみる動態論とが、それである。

これらの見解は、ほんらいは、貸借対照表の目的観に関する会計学説であった。会計学は、はじめ貸借対照表論 (Bilanzlehre) として成立したからである。しかし現代においては、これらの2つの見解は、たんに貸借対照表論の分野だけにとどまるものではなく、会計の全体構造に関する根本的な態度を取扱うものである、と考えられている。

② 静 態 論

企業の財産状態の表示を目的とする静態論は、古くから法律学者によって主張されてきた。すなわち、1673年の商業条例 (Ordonnance de Commerce) によれば、すべての商人は財産目録作成の義務を有し、このため企業が所有する全財産について実地棚卸を行い、もって全財産を網羅した財産目録を作成することが要求された。

この財産目録を、左右対照的に表示したものが貸借対照表である。商法典の債権者保護の思想が、企業の財産状態を概観させるよう、財産貸借対照表の作成を要求した。このような静的貸借対照表の思想が、法律学者から会計学者に引きつがれて、静態論と呼ばれる会計学説が確立された。

このように静態論においては、貸借対照表は棚卸にもとづいて作成され、しかも財産目録をその基礎としている。財産目録が、左右対照的に表示される場合、ここに貸借対照表が成立する。財産目録に記載される財産は、資産 (積極財産) と負債 (消極財産) からなる。